



平成 21 年 12 月 25 日

各 位

会 社 名 日立ソフトウェアエンジニアリング株式会社  
代表者名 執行役 社長 小 野 功  
(コード番号9694 東証第 1 部)  
問合せ先 CSR本部 広報・宣伝部長 竹 橋 徹  
電話番号 03-5780-2013

## 定款一部変更及び 全部取得条項付普通株式の取得に係る承認決議 並びに 全部取得条項付普通株式の取得に係る基準日設定に関するお知らせ

当社は、平成21年10月27日付「定款一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ」（以下「当社プレスリリース」といいます。）においてお知らせいたしましたとおり、本日、当社定款の一部変更及び当社による全部取得条項付普通株式（下記において定義します。）の全部取得について、臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）及び普通株主様による種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）に付議いたしましたところ、下記のとおりいずれも承認可決されましたので、お知らせいたします。

また、当社は、全部取得条項付普通株式について、本日開催の取締役会で平成22年1月29日を基準日（以下「基準日」といいます。）と定め、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、当該株主の有する全部取得条項付普通株式を、平成22年2月1日を取得日として当社が取得し、当該取得と引換えに、全部取得条項付普通株式1株につき216万分の1株の割合をもって当社のA種種類株式を当社が交付する株主として定めることを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

### I. 当社定款の一部変更及び当社による全部取得条項付普通株式の取得に係る議案の内容

当社は、当社プレスリリースにてお知らせしましたとおり、以下の内容の当社定款の一部変更及び当社による全部取得条項付普通株式の取得について必要なご承認をいただくため、本日、本臨時株主総会及び本種類株主総会を開催いたしました。

- ①当社定款の一部を変更し、種類株式を発行する旨の定めを新設いたします（定款一部変更の件A）。
- ②定款一部変更の件Aによる変更後の当社定款の一部を変更し、当社普通株式に、当社が株主総会の決議によってその全部を取得する全部取得条項（以下「全部取得条項」といいます。）を付す旨の定めを新設いたします。なお、全部取得条項が付された後の当社普通株式を、以下「全部取得条項付普通株式」といいます。

全部取得条項付普通株式の内容としては、当社が株主総会の決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得する場合において、全部取得条項付普通株式1株と引換えに、A種種類株式 216 万分の1株を交付する旨を定めます（定款一部変更の件B）。

- ③会社法第171条第1項並びに定款一部変更の件A及び定款一部変更の件Bによる変更後の定款に基づき、株主総会の決議によって、株主様（当社自身を除きます。以下同じです。）から当社の全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、当社は、各株主様に対して、取得の対価として全部取得条項付普通株式1株につき、A種種類株式 216 万分の1株の割合をもって交付いたします。

## II. 当社定款の一部変更及び当社による全部取得条項付普通株式の取得に係る議案の承認決議

### 1. 種類株式発行に係る定款一部変更の件（定款一部変更の件A）の承認決議

#### （1）承認可決された事項の内容

定款一部変更の件Aは、本臨時株主総会における第1号議案として付議され、承認可決されました。当該議案に係る定款変更の内容は、当社プレスリリースの「I. 1. 種類株式発行に係る定款一部変更の件（定款一部変更の件A）」に記載のとおりです。

#### （2）定款変更の効力発生

定款一部変更の件Aに係る定款変更は、本臨時株主総会の承認可決をもって既に効力が発生しております。

### 2. 全部取得条項を付すための定款一部変更の件（定款一部変更の件B）の承認決議

#### （1）承認可決された事項の内容

定款一部変更の件Bは、本臨時株主総会における第2号議案及び本種類株主総会の議案として付議され、承認可決されました。当該議案に係る定款変更の内容は、当社プレスリリースの「I. 2. 全部取得条項を付すための定款一部変更の件（定款一部変更の件B）」に記載のとおりです。

#### （2）定款変更の効力発生

定款一部変更の件Bに係る定款変更は、本臨時株主総会及び本種類株主総会の承認可決により、平成22年2月1日に効力が発生します。

### 3. 全部取得条項付普通株式の取得の承認決議

#### （1）承認可決された事項の内容

全部取得条項付普通株式の取得は、本臨時株主総会における第3号議案として付議され、承認可決されました。当該議案の内容は、当社プレスリリースの「II. 全部取得条項付普通株式の取得」に記載のとおりです。

#### （2）全部取得条項付普通株式の取得の効力発生

全部取得条項付普通株式の取得は、定款一部変更の件Bに係る定款変更の効力が生ずることを条件として、平成22年2月1日に効力が発生します。

#### （3）全部取得条項付普通株式の取得の実施に関する手続き

全部取得条項付普通株式の取得の効力が発生した場合、当社は、株主様に割り当てられることとなる1株未満の端数の合計数（ただし、会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数のA種種類株式について、会社法第234条第4項の規定に基づき、裁判所の許可を得て当社がその全部を買取することを予定しております。この場合の当社A種種類株式の買取代金につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られる場合には、基準日において各株主様が保有する当社普通株式の数に2,650円（株式会社日立製作所が当社の普通株式に対する公開買付けを行った際における買付価格と同額）を乗じた金額に相当する金銭を各株主様に対して交付できるような価格に設定することを予定しております。

#### （4）取得日

平成22年2月1日といたします。

### Ⅲ. 上記定款一部変更等の日程の概略（予定）

上記定款一部変更等の日程の概略（予定）は以下のとおりです。

種類株式発行に係る定款一部変更（上記の定款一部変更の件A）の効力発生日	平成21年12月25日（金）
整理銘柄への指定	平成21年12月25日（金）
全部取得条項を付するための定款一部変更（上記の定款一部変更の件B）の公告	平成21年12月28日（月）
全部取得条項付普通株式全部の取得の基準日設定公告	平成21年12月28日（月）
当社普通株式の売買最終日	平成22年1月25日（月）
当社普通株式の上場廃止日	平成22年1月26日（火）
全部取得条項付普通株式全部の取得の基準日	平成22年1月29日（金）
全部取得条項を付するための定款一部変更（上記の定款一部変更の件B）の効力発生日	平成22年2月1日（月）
全部取得条項付普通株式全部の取得及びA種種類株式交付の効力発生日	平成22年2月1日（月）

※当社普通株式は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の上場廃止基準に該当することになり、当社普通株式は平成21年12月25日から平成22年1月25日までの間、整理銘柄に指定された後、平成22年1月26日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式を東京証券取引所において取引することはできません。

以 上